

安全報告書 2011

1. トップメッセージ

安全報告書の公表にあたって

当社は、西九条～大阪難波間の第三種鉄道事業者であり、平成21年3月20日に開業し、「阪神なんば線」として、第二種鉄道事業者である阪神電気鉄道株式会社が列車の運行及び施設の保守管理を行っております。

さて、平成18年10月に施行されました「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律」により、当社におきましても建設工事中の安全確保について安全管理規程を制定してはりましたが、開業に際して、これを改正するとともに、施設の使用及び管理に関する協定を阪神電気鉄道株式会社と締結し、第三種鉄道事業者としての安全管理体制を明確にしています。

平成22年度からは、この協定に基づく阪神電気鉄道株式会社からの施設の保守管理の実施状況等の報告を年1回から半期毎の年2回とするなど安全管理体制の強化を図っております。今後とも充実した安全管理体制を構築し、安全確保に最大限の努力をまいります。

平成23年9月

西大阪高速鉄道株式会社 取締役社長 嶋井 敬司

2. 安全方針

社長及びその他の役員は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めており、次の「安全方針」を掲げ、社員に周知・徹底しております。

安全確保の最優先が鉄道事業者の使命であることを深く認識し、社長・役員、社員一同、安全確保に最善の努力を尽くします。

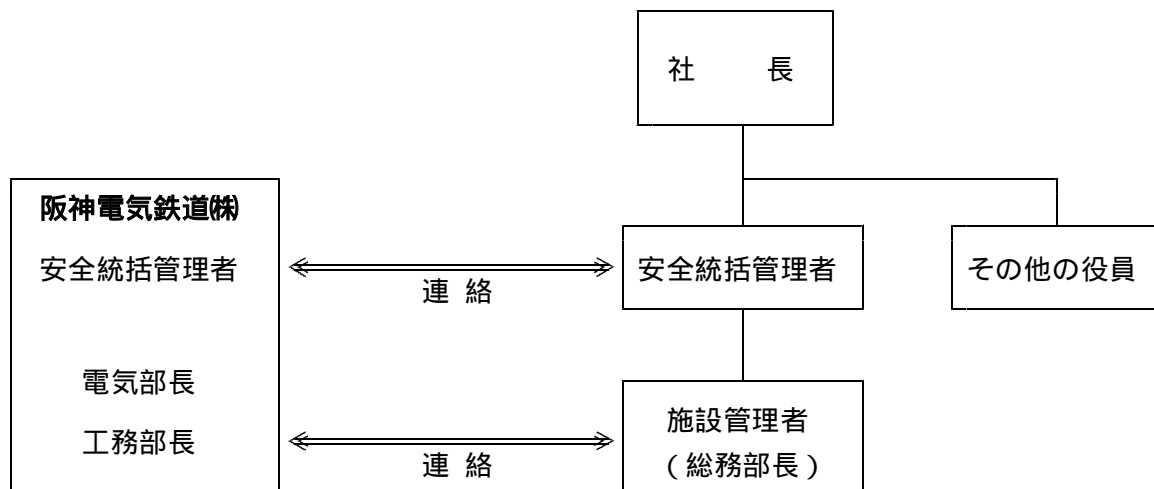
輸送の安全に関する法令及び関連する規程を遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。

安全管理体制を適正に運用するとともに、継続的な改善を図ります。

3. 安全管理体制と方法

(1) 安全管理体制

鉄道事業における安全の確保に関する体制は、下記のとおりとし、社長をトップとして、各責任者の役割及び権限を明確にしております。



社 長：輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

安全統括管理者：輸送の安全の確保に関する業務を統括する。

施 設 管 理 者：安全統括管理者の指揮の下、鉄道施設に関する事項を統括する。

総 務 部 長：輸送の安全の確保に必要な要員、投資、財務に関する事項を統括する。

(2) 安全管理方法

当社は、西九条～大阪難波間の鉄道施設の保有主体ではありますが、第二種鉄道事業者である阪神電気鉄道株式会社との間で締結した協定に基づき、当該鉄道施設の保守管理につきましては、同社が行い、当社は、その実施状況等について報告を受け、安全性を確認するとともに、必要に応じて、同社に改善等を指示することとなっております。

昨年度の保守管理の実施状況等につきましては、平成22年10月及び平成23年4月の2回にわたり、同社から報告を受け、安全性を確認しております。

4 . 安全に関する状況

平成 2 2 年度における当社施設の保守管理等において、第三種鉄道事業者として報告すべき不具合・事故の発生等はありません。

5 . 今後の安全確保の方針

列車の運行及び施設の保守管理については、第二種鉄道事業者である阪神電気鉄道株式会社が行っておりますが、当社におきましても、安全管理体制の継続的改善を図り、第二種鉄道事業者との連携を図りながら安全確保に努めてまいり所存であります。

以 上